

横浜市立大学学則

制 定 平成17年4月1日規則第1号

最近改正 令和8年4月1日規則第3号

目次

- 第1章 総則
 - 第2章 大学の構成（学部等及び大学院）
 - 第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日
 - 第4章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰
 - 第5章 授業料、入学検定料及び入学金等
 - 第6章 授業科目及び履修方法
 - 第7章 単位及び卒業
 - 第8章 地域貢献
 - 第9章 職員組織
 - 第10章 運営組織
 - 第11章 客員教員等
 - 第12章 特別聴講学生、科目等履修生等
 - 第13章 雑則
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 横浜市立大学（以下「本学」という。）は、発展する国際都市横浜とともに歩み、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す総合大学として、教養教育と専門教育を有機的に結び付け、学術研究を深化させ、国際性、創造性、倫理観を持った人材を育てるとともに、教育・研究・医療分野において横浜市民及び地域社会の多様な要請に応えることはもとより、世界に貢献することを目的とする。

（自己点検評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

（認証評価）

第3条 本学は、教育研究等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 認証評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 本学の構成（学部等及び大学院）

（学部、学科、収容定員）

第4条 学部、学科及び定員は、次のとおりとする。

学部	学科	定員	
		入学定員	収容定員
国際教養学部	国際教養学科	270人	1,080人
国際商学部	国際商学科	260人	1,040人
理学部	理学科	140人	560人
データサイエンス学部	データサイエンス学科	60人	240人
医学部	医学科	85人	510人
	看護学科	100人	400人
計		915人	3,830人

2 国際教養学部国際教養学科に学系を置く。

3 学系について必要な事項は、別に定める。

4 学部に科目等履修生、特別聴講学生、学士入学者及び留学生を置くことができる。

5 科目等履修生、特別聴講学生、学士入学者及び留学生に関する規定は、この規則に定めるもののほか、別に定める。

(学生の補導、厚生等)

第5条 学生の補導、厚生等を行うために必要な組織を置く。

2 前項について必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に次の研究科を置く。

都市社会文化研究科

国際マネジメント研究科

生命ナノシステム科学研究科

生命医科学研究科

データサイエンス研究科

医学研究科

3 大学院学則は、別に定める。

(木原生物学研究所)

第7条 本学に木原生物学研究所を置く。

2 木原生物学研究所について必要な事項は、別に定める。

(学術情報センター)

第8条 本学に学術情報センターを置く。

2 学術情報センターは、学術情報の収集及び提供を通じて本学の学生、職員及び市民等の学習、教育及び研究に資することを目的とする。

3 学術情報センターについて必要な事項は、別に定める。

(先端医科学研究センター)

第9条 本学に先端医科学研究センターを置く。

2 先端医科学研究センターについて必要な事項は、別に定める。

(学内共同組織としてのセンター)

第9条の2 この学則に定めるほか、本学に学内共同組織としてセンターを置くことができる。

2 学内共同組織としてのセンターを設置するときは、必要な事項を別に定める。

(附属の病院)

第10条 本学に附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「病院」という。）を置く。

(病院の目的)

第11条 病院は、診療、教育及び研究の機関として、市民医療、医療人の育成及び研究等に寄与することを目的とする。

2 病院について必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第12条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は6年とする。

2 学部の在学期間は、修業年限の年数の2倍を超えることができない。

(学年)

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第14条 学年を分けて次の学期とする。

区分	学期	期間
国際教養学部	前期	4月1日から9月21日まで
国際商学部 理学部 データサイエンス学部 医学部（除く医学科2年次以降）	後期	9月22日から 翌年3月31日まで
医学部医学科2年次以降	第1学期	4月1日から8月31日まで
	第2学期	9月1日から12月31日まで
	第3学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第15条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 春季休業 4月1日から4月5日まで
- (4) 夏季休業 8月1日から9月21日まで（第1号に定める日を除く）
- (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで（第1号に定める日を除く）
- (6) その他教育研究審議会が必要と認める日

2 学部長（第55条第1項第1号に定める学部長をいう。以下同じ。）は、必要により前項第3号から第5号までに定める休業期間を変更することができる。

3 学部長は、必要により第1項第1号から第6号までに定める休業日に授業を行うことができる。

（創立記念日）

第15条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

第4章 入学、退学、休学、復学、除籍、転学及び賞罰

（入学資格）

第16条 入学志願者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に定める資格を有する者でなければならない。

2 入学の時期は、毎年度学年の始めとする。ただし、学長は、教授会の議を経て、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（入学志願手続）

第17条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、別に定める入学願書及び必要書類に検定料を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第18条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学者の決定及び入学手続）

第19条 入学志願者については、選考の結果に基づき合格者を決定し、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

2 合格者は、別に定める手続を指定の期日までに完了しなければならない。

3 正当な理由がなく前項の手続をしない者は、入学を許可しない。

（休学）

第20条 教育上有益と認められる理由のため、又は病気その他やむを得ない事情により、3月以上本学で修学することができない者は、学長（第55条第1項第1号に定める学長をいう。以下同じ。）に対し、その理由を付した書面を提出して、休学を申し出ることができる。ただし、疾病を理由に休学を申し出る場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

2 前項の申出があったときは、学長は、教授会（第75条に定める教授会をいう。以下同じ。）の議を経て、これを許可することができる。

3 一度に申出可能な休学期間は、1年以内とする。ただし、休学を許可された期間を超えて引き続き休学することを申し出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長は休学期間の延長を許可することができる。

4 許可された休学期間が満了した場合は、通常の在籍状態に戻る。

5 休学期間は、通算して4年（医学部医学科にあっては6年、学士入学者及び医学部看護学科編入者にあっては2年）を超えることができない。

6 休学期間は、第12条第2項に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第21条 休学期間中に休学の事由が消滅した者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して休学期間を短縮し、復学を申し出ることができる。ただし、疾病によって休学の許可を受けた者が復学を申し出る場合は、復学可能な旨が記載されている医師の診断書を提出しなければならない。

2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次への復学を許可することができる。

(退学)

第22条 疾病その他やむを得ない事情のため、退学しようとする者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、退学を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

3 学長は、授業料等を所定の期日までに納付しない者又はその他の事由により成業の見込みのない者を、教授会の議を経て、退学させることができる。

(除籍)

第23条 学長は、次のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍する。

(1) 第12条第2項に定める在学期間を超えた者

(2) 第20条第5項に定める休学期間を超えた者

(3) 死亡した者

2 前項第3号の規定にかかわらず、学生の保証人より届け出があった場合には、退学とすることができる。

(再入学)

第24条 第22条の規定により退学した者で再入学をしようとする者は、学長に対し、その理由を付した書面を提出して、再入学を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次への再入学を許可することができる。

3 再入学を許可された者の既に本学において修得した授業科目の取扱い及び修業年限については、学長が教授会の議を経て、決定する。

(転学)

第25条 他の大学に転学しようとし、又はそのため入学試験を受けようとする者は、その理由を付した書面を提出して、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(転学部)

第26条 学内の転学部については、学長が教授会の議を経て、決定する。

(転学科)

第27条 学内の転学科については、学長が教授会の議を経て、決定する。

(留学)

第28条 外国の大学で学修することを希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項による留学期間は、第12条に定める修業年限に算入する。

(学士入学者)

第29条 学長は、次の各号の一に該当する者を、学士入学者として選考により教授会の議を経て入学を許可することができる。

(1) 本学の1学部を卒業し、さらに他の学部又は同一学部に入学者を志願する者

(2) 他の大学を卒業し、本学の学部に入学者を志願する者

2 医学部医学科にあっては、本学の他の学部又は他の大学を卒業した者で、学長が共通教養科目と同等の科目を履修したものと認定した者を、学士入学者として選考により入学を許可することができる。

(学士入学者の修業年限及び在学期間)

第30条 前条の規定による学士入学者の修業年限は、国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部にあっては3年、医学部医学科にあっては5年、医学部看護学科にあっては3年以上とし、第43条に定める科目を履修するものとする。この場合、その既修単位の取扱については、当該学部教授会の認定による。

2 学士入学者の在学期間（休学期間を除く。）は、修業年限の年数の2倍を超えることができない。

第31条（削除）

第32条（削除）

(表彰)

第33条 学生として表彰に値する行為のあったときは、学長は、教授会及び教育研究審議会の議を経て表彰する。

2 表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第34条 学長は、教授会及び教育研究審議会の議を経て、次の各号の一に該当する学生を懲戒する。

(1) 学則その他の規定にそむいた者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(3) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(4) 正当の理由がなく出席常でない者

(5) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は戒告、停学及び、退学とする。

3 懲戒について必要な事項は、別に定める。

第5章 授業料、入学検定料及び入学金等

(授業料等)

第35条 学生、科目等履修生及び特別聴講学生は、本学の授業料等に関する規程の定めるところにより、入学金、授業料、聴講料、科目等履修料等を納めなければならない。

2 在学中授業料等について変更のあった場合には、新たに定められた額を納めなければならない。

第6章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第36条 授業科目は、次の科目に分ける。

学部	共通教養科目等	専門科目等
国際教養学部 国際商学部 理学部 データサイエンス学部	共通教養科目 教職専門科目 他学部が開放する専門科目	専門科目
医学部医学科	共通教養科目	医学基礎教育科目 専門教育科目
医学部看護学科	共通教養科目	専門支持科目 専門科目

(メディアを利用して行う授業)

第36条の2 前条において規定される科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項において規定される授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

3 第1項の授業を実施する授業科目については、別途定める。

(履修)

第37条 学生は、第36条に規定する授業科目を履修する。

(履修年限、履修規則)

第38条 学生が履修する授業科目の履修年限は、次のとおりとする。

学部	履修年限	履修科目	
国際教養学部 国際商学部 理学部	1年次	全学開放科目	
	2年次から4年次	全学開放科目	専門科目
データサイエンス学部	1年次から4年次	全学開放科目	専門科目
医学部医学科	1年次	共通教養科目	医学基礎教育科目
	2年次から6年次	専門教育科目	
医学部看護学科	1年次から4年次	共通教養科目	専門支持科目 専門科目

2 履修方法は、別に定める。

(履修科目の申請)

第39条 学生は、学期の始めに、その学期中に履修しようとする科目を学部長に申請して許可を受けなければならない。ただし、国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部及び医学部看護学科の4年次生並びに医学部医学科の2年次以降の学生は、学年の始めに、その学年中に履修しようとする学科目を学部長に申請して許可を受けなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第40条 学部長は、学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が取得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 学部長は、別に定めるところにより、所定の単位数を優れた成績を持って修得した学生等については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(教職課程)

第41条 教育職員を養成するため、本学に必要な授業科目を置く。

(共通教養科目)

第42条 共通教養科目(国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部においては全学開放科目に含む共通教養科目をいう。次項においても同じ。)の授業科目及び単位数については、各学部の定めるところによる。

2 共通教養科目の履修方法については、各学部の定めるところによる。

(専門科目等)

第43条 専門科目群、専門教育科目、医学基礎教育科目、専門支持科目及び専門科目の授業科目及び単位数については、各学部の定めるところによる。

2 専門科目群、専門教育科目、医学基礎教育科目、専門支持科目及び専門科目の履修方法については、各学部の定めるところによる。

(全学開放科目)

第43条の2 全学開放科目は共通教養科目、教職専門科目及び他学部が開放する専門科目からなる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第44条 学生は、他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。この場合、学生は、関係学部長の承認を得なければならない。

(他の大学の授業科目の履修)

第45条 学生が他の大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て、当該大学と協議の上、学長がこれを許可することができる。

2 他の大学の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 単位及び卒業

(単位)

第46条 履修科目については、試験の上単位を与える。

2 前項の規定は、医学部医学科の2年次以降の履修科目については適用しない。

(単位認定及び授与)

第47条 単位認定及び授与は、各学部において行う。

(他大学等での修得単位の認定等)

第48条 各学部の教授会が教育上有益と認めるときは、入学前若しくは入学後に本学若しくは他の大学(短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。)で修得した単位を当該学部で修得したものとみなし、又は入学前若しくは入学後に行った本学以外の教育施設等における学修(学外検定試験等における成果に係る学修を含む。)

を当該学部における授業科目の履修とみなして単位を与えることができる。この場合において、修業年限を短縮することはできない。

- 2 前項の規定により、当該学部で修得したものとみなし又は当該学部における授業科目の履修とみなして与えることができる単位数の合計は、60単位を超えない範囲で教育研究審議会が定めた単位数を超えないものとする。

(成績の評価)

第49条 履修科目の評価と修了の認定は、実施した考査、授業の出欠状況及びその他の審査等の総合評価によるものとし、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 考査は、試験、論文、報告書等により行う。

(卒業の要件)

第50条 本学の卒業の要件は、第12条に規定する期間以上在学すること及び各学部の定める要件を満たすこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科においては、共通教養科目について所定の単位を修得すること、2年次以降において医学部医学科の定めるところによる科目を履修すること及び正規の試験に合格することとする。

(卒業の認定)

第51条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第52条 本学を卒業した者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。

国際教養学部 学士(学術)

国際商学部 学士(経営学)又は学士(経済学)

理学部 学士(理学)

データサイエンス学部 学士(データサイエンス)

医学部 学士(医学)、学士(看護学)

- 2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 地域貢献

(地域貢献)

第53条 第1条に規定する目的を達するため、各号の事業を実施する。

- (1) 生涯学習講座
- (2) 産学連携事業
- (3) 第9条に規定する事業
- (4) 第11条に規定する事業
- (5) その他地域貢献に資する事業

- 2 前項各号について必要な事項は、別に定める。

(大学広報)

第54条 本学の広報を計画的に推進する。

- 2 本学の広報について必要な事項は、別に定める。

第9章 職員組織

(教員組織)

第55条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長、副学長、学部長、学科長、共通教養長、部門長、学群長
 - (2) 木原生物学研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長
 - (3) 病院長及び副病院長
 - (4) 教授、准教授、助教及び助手
- 2 本学に講師を置くことができる。

(事務組織)

第56条 本学の事務は、事務局において行う。

- 2 事務局の組織については、別に定める。

(代理)

第57条 学長、学部長、学群長、木原生物学研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長又は病院長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する者を置くことができる。

(学長)

第58条 学長は、教育及び研究全般の事項を統括する。

(副学長)

第59条 副学長は、学長を補佐する。

(学部長)

第60条 学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、当該学群（第83条に定める学群をいう。以下同じ。）との調整を図りつつ、学部の管理運営及び当該学部の業務に従事する教員を統括する。
- 3 学部長は、学部運営会議（第79条に定める学部運営会議をいう。以下同じ。）の議を経て、次の事項について決定する。
- (1) 学部の管理運営に関すること
 - (2) カリキュラム全般についての管理・調整に関して教授会への発議に関すること
 - (3) 学部に配付された予算に関すること
 - (4) 学部における教員人事及び共通教養長、又は部門長から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること
 - (5) 学生の成績及び進級の管理に関して教授会への発議に関すること

(学科長)

第61条 学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、学科の管理運営及び当該学科の業務に従事する教員を統括する。
- 3 医学部医学科長及び医学部看護学科長は、第80条に定める学科運営会議の議を経て、次の事項について決定する。
- (1) 医学科においては医学教育全般について、看護学科においては看護学教育全般についての管理・調整に関して学部長への発議に関すること
 - (2) 学科に配付された予算に関すること
 - (3) 学科における教員人事及び部門長から発議された教員人事の学部長への発議に関すること

(4) 学科における教員配置に関して学部長への発議に関する事

(5) その他学科の管理運営に関する事

(共通教養長)

第62条 本学に共通教養長を置く。

2 共通教養長は、共通教養の管理運営に関する業務及び共通教養の業務に従事する教員を統括する。

3 共通教養長は、共通教養運営会議の議を経て、次の事項について決定する。

(1) 共通教養科目に関するカリキュラムの編成に関して学部長への発議に関する事

(2) 共通教養にかかわる教員人事の学部長への発議に関する事

(3) 共通教養にかかわる教員配置に関して学部長への発議に関する事

(4) 学生の成績及び進級の管理に関して学部長への発議に関する事

(5) 学生教育費のうち共通教養に係る予算に関して学部長への発議に関する事

(6) その他全学の教養教育に関する事

第63条 (削除)

(部門長)

第64条 医学部医学科及び医学部看護学科に部門長を置く。

2 部門長は、カリキュラム等の管理運営に関する業務及び当該業務に従事する教員を統括する。

3 部門長は、部門会議の議を経て、次の事項について決定する。

(1) カリキュラムの編成等に関して医学科においては第82条第2項に定める医学教育センター会議、看護学科においては部門長運営会議へ発議すること

(2) 部門運営にかかわる教員人事の学科長への発議に関する事

(3) 部門運営にかかわる教員配置について学科長への発議に関する事

(4) 学生の成績及び進級の管理に関して学科長への発議に関する事

(5) 学生教育費のうち部門運営に係る予算に関して学科長への発議に関する事

(6) その他部門の運営に関する事

4 部門の名称及び所掌業務等については、別に定める。

第64条の2 (削除)

(教授)

第65条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(准教授)

第66条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(講師)

第66条の2 講師は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上に十分な知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助教)

第66条の3 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

(助手)

第67条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実務に必要な業務に従事する。

(学群長)

第68条 学群に学群長を置く。

2 学群長は、学群に所属する教員の総合調整を行う。

3 学群長は、別に定める学術院学群調整会議の議を経て、次の事項について決定する。

(1) 学部、研究科、病院からの教員人事の要請、並びに第83条第3項に定める系列からの教員人事の発議

(2) 学群における研究

(3) 学群における、別に定めるユニットの設置に係る要請

(4) 学群の研究に係る予算及び決算

(5) その他学群に関すること

第69条 (削除)

(病院長)

第70条 病院に病院長を置く。

2 病院長は、病院の管理運営及び所属する教職員を統括する。

(副病院長)

第71条 病院に副病院長を置く。

2 副病院長は、病院長を補佐する。

第10章 運営組織

(教育研究審議会)

第72条 本学に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長

(4) 本学の附属病院の長

(5) 公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）の役員又は職員以外の者で本学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長が指名するもの

3 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、本学の教育研究に関するもの
- (2) 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、本学の教育研究に関するもの
- (3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項
- (7) その他教育研究に関する重要事項

(人事委員会の設置)

第73条 学長の諮問機関として人事委員会を置く。

- 2 人事委員会について必要な事項は、別に定める。

(人事委員会の目的)

第74条 人事委員会は、教育と研究の水準の向上を図るため、全学的な視点にたつて、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして機能すること並びに全教員を対象とした公募制及び任期制による教員人事の公正性、透明性及び客観性を確保することにより、教員人事の活性化及び適正化を図ることを目的とする。

(教授会)

第75条 本学各学部に教授会を置く。

- 2 教授会の運営に関することは、別に定める。

(教授会の代議員会)

第76条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

- 2 前項に定める代議員会を置く場合は、代議員会の議決をもって、教授会の議決とする。

(教授会の審議事項等)

第77条 学部教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること
- (2) 学部運営会議から付議された、その他学部の教育に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の議事等)

第78条 教授会の議事及び運営について必要な事項は、教授会に諮りそれぞれ学部長が定める。

(学部運営会議)

第79条 学部における学務のすべてを審議するため学部運営会議を置く。

2 学部運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。

(学科運営会議)

第80条 医学部に学科における学務のすべてを審議し、学部運営会議へ発議するため学科運営会議を置く。

2 学科運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。

(共通教養会議)

第81条 本学に全学の共通教養教育に係る方針及び計画等に関する事項を協議するため、共通教養会議を置く。

2 共通教養会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。

(医学教育センター会議及び部門長運営会議)

第82条 医学部医学科に医学教育全般に関する事項を審議するため、医学教育センター会議を置く。

2 医学部看護学科に看護学教育全般に関する事項を審議するため、部門長運営会議を置く。

3 医学教育センター会議及び部門長運営会議の審議事項、構成及び運営に関することは、別に定める。

(学術院)

第83条 本学に学術院を置く。

2 学術院に次の学群を置く。

国際総合科学群

医学群

3 前項の各学群に系列を置くことができる。

4 学術院について必要な事項は、別に定める。

(施設管理)

第84条 本学全体で使用する施設については、法人が管理するものとする。

第11章 客員教員等

(客員教員等)

第85条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術の進展に寄与するため、本学において教育又は研究に従事しようとする学外の研究者を客員教員、客員研究員その他研究員(以下、「客員教員等」という。)として受け入れることができる。

2 客員教員等について必要な事項は、別に定める。

第12章 特別聴講学生、科目等履修生等

(特別聴講学生)

第86条 他の大学又は外国の大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目を履修させることができる。

2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第87条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目を履修する志願者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

第88条 この学則の改正は、教育研究審議会の意見を徴して行う。

第89条 この学則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 商学部、国際文化学部、理学部は、それぞれ平成17年3月31日に在学する学生が、在学しなくなる日において、廃止する。
- 3 施行日の前日において商学部、国際文化学部、理学部に在学し、引き続き在学する者に係る卒業の要件、学位の授与及び授業科目については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において、商学部、国際文化学部、理学部及び医学部に在籍する研究生については、なお従前の例による。
- 5 商学部長、国際文化学部長及び理学学部長は、国際総合科学部長が兼任する。
- 6 商学部教授会、国際文化学部教授会及び理学部教授会については、第75条の教授会及び第76条に定める代議員会による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成20年度から平成24年度まではそれぞれ次の通りとする。

学部	学科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部	医学科	380人	400人	420人	440人	460人
(大学)計		3340人	3360人	3380人	3400人	3420人

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 看護学科の「別表1の2」及び「別表2」等にある科目の単位数について、平成20年4月以前の入学者においては、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、平成21年度から平成34年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学部医学科	(大学全体)
平成21年度	90人	410人	3,370人
平成22年度	90人	440人	3,400人
平成23年度	90人	470人	3,430人
平成24年度	90人	500人	3,460人
平成25年度	90人	530人	3,490人
平成26年度～29年度	90人	540人	3,500人
平成30年度	85人	535人	3,495人
平成31年度	85人	530人	3,490人
平成32年度	85人	525人	3,485人
平成33年度	85人	520人	3,480人
平成34年度	85人	515人	3,475人

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項に規定する医学部医学科及び医学部看護学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、医学部医学科及び大学全体につき平成22年度から平成34年度まで、また医学部看護学科につき平成22年度から平成24年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
		看護学科	
平成22年度	90人	440人	3,410人
	90人	370人	
平成23年度	90人	470人	3,450人
	90人	380人	
平成24年度	90人	500人	3,490人
	90人	390人	

平成25年度	90人	530人	3,530人
平成26年度～29年度	90人	540人	3,540人
平成30年度	85人	535人	3,535人
平成31年度	85人	530人	3,530人
平成32年度	85人	525人	3,525人
平成33年度	85人	520人	3,520人
平成34年度	85人	515人	3,515人

- 4 医学部医学科の「別表2」にある科目の単位数について、平成21年4月以前の入学者においては、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成24年3月31日現在に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 第4条第1項に規定する医学部医学科及び医学部看護学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、医学部医学科及び大学全体につき平成24年度から平成34年度まで、また、医学部看護学科につき平成24年から平成26年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科		(大学全体)	
	看護学科			
平成24年度	90人	500人	3,480人	
	100人	380人		
平成25年度	90人	530人	3,510人	
	100人	380人		
平成26年度	90人	540人	3,530人	
	100人	390人		
平成27年度～29年度	90人	540人	3,540人	
平成30年度	85人	535人	3,535人	
平成31年度	85人	530人	3,530人	
平成32年度	85人	525人	3,525人	
平成33年度	85人	520人	3,520人	
平成34年度	85人	515人	3,515人	

附 則（平成24年3月31日改正）

（施行期日）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日現在に在籍する学生に係る授業科目及び単位数については、改正後の別表1の1、別表2国際総合科学部及び別表2教職専門科目の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月22日改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月30日改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日改正)

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日改正)

(施行期日)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第2号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第1号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第6号)

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、平成30年から平成36年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
平成 30 年度	90 人	540 人	3,780 人
平成 31 年度	90 人	540 人	3,780 人
平成 32 年度	85 人	535 人	3,775 人
平成 33 年度	85 人	530 人	3,770 人
平成 34 年度	85 人	525 人	3,765 人
平成 35 年度	85 人	520 人	3,760 人
平成 36 年度	85 人	515 人	3,755 人

附 則（平成31年規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（国際総合科学部の廃止）

- 2 国際総合科学部は、平成31年 3 月31日に在学する学生が、在学しなくなる日において、廃止する。

（経過措置）

- 3 施行日の前日において国際総合科学部に在学し、引き続き在学する者に係る卒業の要件、学位の授与及び授業科目については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日においてデータサイエンス学部に在学し、引き続き在学する者に係る別表 2 教職専門科目については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 2 年 3 月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
令和 2 年度	90 人	540 人	3,780 人
令和 3 年度	90 人	540 人	3,780 人
令和 4 年度	85 人	535 人	3,775 人
令和 5 年度	85 人	530 人	3,770 人
令和 6 年度	85 人	525 人	3,765 人
令和 7 年度	85 人	520 人	3,760 人

令和 8 年度	85 人	515 人	3,755 人
---------	------	-------	---------

附 則（令和 2 年規則第 8 号）

この学則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 4 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	（大学全体）
令和 4 年度	90 人	540 人	3,780 人
令和 5 年度	85 人	535 人	3,775 人
令和 6 年度	85 人	530 人	3,770 人
令和 7 年度	85 人	525 人	3,765 人
令和 8 年度	85 人	520 人	3,760 人
令和 9 年度	85 人	515 人	3,755 人

附 則（令和 5 年規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 5 年度から令和 10 年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	（大学全体）
令和 5 年度	90 人	540 人	3,780 人
令和 6 年度	85 人	535 人	3,775 人
令和 7 年度	85 人	530 人	3,770 人
令和 8 年度	85 人	525 人	3,765 人

令和 9 年度	85 人	520 人	3,760 人
令和 10 年度	85 人	515 人	3,755 人

附 則（令和 6 年規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 6 年度から令和 11 年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
令和 6 年度	93 人	543 人	3,783 人
令和 7 年度	85 人	538 人	3,778 人
令和 8 年度	85 人	533 人	3,773 人
令和 9 年度	85 人	528 人	3,768 人
令和 10 年度	85 人	523 人	3,763 人
令和 11 年度	85 人	518 人	3,758 人

附 則（令和 7 年規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年 3 月 31 日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
令和 7 年度	93 人	546 人	3,786 人
令和 8 年度	85 人	541 人	3,781 人
令和 9 年度	85 人	536 人	3,776 人
令和 10 年度	85 人	531 人	3,771 人
令和 11 年度	85 人	526 人	3,766 人
令和 12 年度	85 人	518 人	3,758 人

附 則（令和 7 年規則第10号）

この学則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第 1 号）

（施行期日）

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 3 月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。

3 第 4 条第 1 項に規定する医学部医学科の入学定員、収容定員及び大学全体の収容定員は、同条にかかわらず、令和 8 年度から令和13年度まではそれぞれ次の通りとする。

年度	入学定員	収容定員	
		医学科	(大学全体)
令和 8 年度	93 人	549 人	3,789 人
令和 9 年度	85 人	544 人	3,784 人
令和 10 年度	85 人	539 人	3,779 人
令和 11 年度	85 人	534 人	3,774 人
令和 12 年度	85 人	526 人	3,766 人
令和 13 年度	85 人	518 人	3,758 人

附 則（令和 8 年規則第 2 号）

（施行期日）

1 この学則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第 3 号）

（施行期日）

1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 令和 8 年 3 月31日現在に在籍する学生については、なお従前の例による。